

1 利用の手続き

千葉市少年自然の家の利用を希望する少年団体・家族は、**利用希望日の1ヶ月前まで**にお申し込み（申請書類の提出）をしてください。以下の書類の提出をもって、利用の申し込みを受理します。

<p><利用の申し込みに必要な申請書類> 資料 11 記入例：54 頁 参照</p> <p>① 「千葉市少年自然の家使用許可申請書（様式1号）」</p> <p>② 少年団体： 「活動プログラム希望書※」</p> <p>家族： 「活動プログラム・食事・リネン・教材注文書※」</p>
--

※利用の日程までに期間がありプログラムが決まっていない場合などは、「概要」の提出も可。

平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の利用の申し込みは、**先着順**に受付します。

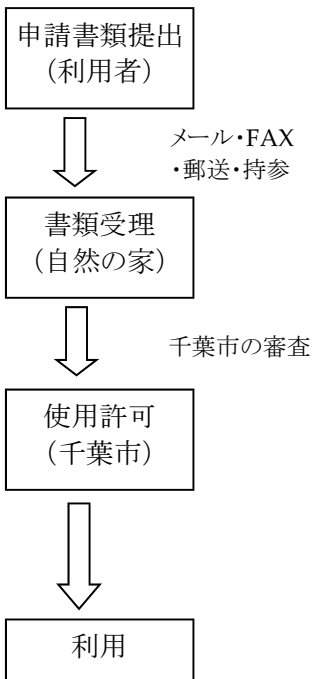
平成31年度のお申し込みの手順については、平成30年8月下旬頃にホームページに掲載予定です。

申請書類の提出について

利用希望日の空室状況を確認後、メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法でお申し込みください。

電話についての対応は、次頁をご参照ください。

使用申請の流れ



方法	提出先等
メール	<p>shinsei@chiba-shizen.jp 送付受付時間：24時間</p> <p>原則、メールで送付の申請書類は、毎日昼 12:00 の受理扱いとなります。</p> <p><メールを使用した申請書の送付にあたる注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メール受信後、直ちに自動返信メールを送信します。返信メールが届かない場合は、電話でお問い合わせください。なお、使用許可申請書を送信されるだけでは、使用の決定にはなりませんのでご注意ください。 ・迷惑メール防止の受信設定を行っている場合は、設定を解除、または、「@chiba-shizen.jp」の指定受信設定を行ってください。 ・携帯電話・スマートフォンからの申し込みは、まれに文字化け等がおこることがあります。その際は、再度パソコンからの送信をお願いします。 ・上記アドレス以外での申し込みはできません。また、送信アドレスの間違い、文字化け等で内容が分からない、自然の家からの返信が届かない場合は、使用許可申請書の受理とはなりませんので、ご注意ください。
FAX	<p>0475-35-1134 受付時間：24 時間（到着確認の電話受付時間 9:00～19:00）</p> <p>FAX は、送信後に必ず到着確認の電話をしてください。その際に、利用の可否について、ご案内いたします。FAX を送信されるだけでは使用決定にはなりませんのでご注意ください。</p>
郵送 持参	<p>〒297-0217 千葉県長生郡長柄町針ヶ谷字中野 1591-40</p> <p>千葉市少年自然の家</p> <p>郵送の受付時間：随時、 持参の受付時間：9:00～16:00</p>

申請書類の受理
について
(書類受理の確定時間)

使用に必要となる書類を

1. 持参された場合： 持参された時点の受理として扱います。
2. 郵送された場合： 到着、受理した時点として扱います。
(自然の家の受付時間 9:00~16:00)
3. メールされた場合： 昼12時00分時点の申請の受理として扱います。
4. FAXされた場合： 到着確認の電話の時点で受付とします。



電話問い合わせへの
対応について

- ・電話の問い合わせの際に、利用を希望する日程を仮に押さえることができます。仮に押さえた日程は、電話受信日を含めて「7日間」有効となります。その7日以内に自然の家へ「利用の申し込みに必要な申請書類」を提出されない場合は、仮に押さえた日程は**自動的に無効**となります。
※ 電話だけでは、利用の申し込みを完了できません。
- ・利用の希望日 1ヶ月前を過ぎてからの申し込みは、まず受付の可否を電話でお問い合わせください。
- ・申し込み方法や手続きの流れについて、不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

千葉県少年自然の家 TEL: 0475-35-1131 (代)

注 意 事 項

- ・利用の計画が整ってからお申し込みください。できるだけ多くの方々に利用していただくため、「とりあえずの申請」や「必要以上の申請」はご遠慮ください。
- ・お申し込みにあたり、ホームページの空室状況をご確認ください。
- ・使用する部屋については、自然の家が人数に見合った数でお取りします。
- ・使用許可申請書は、ホームページの「申請書類ダウンロード」からダウンロードするか、当所より取り寄せてください。
- ・申し込み内容に疑義が生じた場合は、使用をお断りする場合があります。
(虚偽申請、申し込み内容と利用内容が大幅に異なる等)

下見・事前打ち合わせ
(団体:説明会に要参加)



書類の提出
(1ヶ月前まで)

提出書類

提出方法

使用許可証の発行

変更等の連絡

使用のキャンセル

事前の下見や打ち合わせをお勧めしています。

平成 30 年度に自然の家を利用する団体を対象として、団体説明会を実施します。必ずご参加ください。(8 頁参照)

利用の期間が確定した少年団体・家族は、下記の書類に必要事項を記入して利用開始日の 1ヶ月前までに提出してください。書類一式は、当所ホームページから入手してください。

少年団体:

②活動プログラム希望書 ③宿泊者名簿 ④食事・リネン・教材注文書

家族:

②活動プログラム・食事・リネン・教材注文書 ③宿泊者名簿

※家族については、申請書類の提出時(予約時)に上記の②、③も一緒に提出することをおすすめします。

書類は、利用開始日の1ヶ月前まで必着するように FAX、メール、郵送、持参のいずれかにて提出してください。FAX の場合は、送信後に到着確認の電話をしてください。

なお、利用開始日 1ヶ月前を過ぎてからは、書類の提出後に必ず電話にてご連絡ください。

千葉市より使用許可証を発行します。(入所手続き時に窓口にてお渡しします)

(1) 申請事項や注文内容に変更がある場合は、

- ・FAX・郵送・持参で提出: 申請書類の変更箇所(=)に訂正線(=)を入れ、新たな数を書き加えて提出してください。
- ・メール添付による提出: 変更箇所を訂正して送付ください。
メール本文に変更内容の「概要」を記載ください。

(2) 変更期限(注文数量等の軽微な変更への対応期限)

副食	1 週間前	午前 10時
食事(食堂・野外炊飯・弁当)	3日前	午前 10時
教材・リネン	当日可	(食品教材: 3日前午前10時)

提出書類: 「千葉市少年自然の家使用取消届(様式第 3 号)」

やむを得ず使用申請を取り消す場合は、上記の書類を可能な限り早めに提出してください。食事等の変更期限を過ぎたキャンセルは、実費(副食、食品教材を含む食事代)を別途請求します。